

ひろしま満点ママ！！キャラクター「れれモン」の使用について

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひろしま満点ママ！！キャラクター「れれモン」の使用に関して必要な事項を定める。

(れれモンに関する権利)

第2条 れれモンに関する著作権や使用の承認に係る権利は、テレビ新広島に属する。

(使用の申請)

第3条 れれモンを使用しようとする者は、この要綱を遵守することを前提に、次に定める書類を添えてテレビ新広島に使用申請書（別記様式第一号）を提出し、許諾を得なければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) れれモンの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他テレビ新広島が必要と認める書類

(使用の許諾)

第4条 テレビ新広島は、使用申請があった場合は、その内容を審査し、広島県のPRや広島県産品のPRに寄与すると認めるときは、使用の許諾をすることができる。

2 テレビ新広島は、使用の許諾を行ったときは、使用許諾書（別記様式第3号）を申請者に送付する。

(使用許諾の制限)

第5条 れれモンの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、テレビ新広島は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) テレビ新広島の信用または品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行うものが使用する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものが使用する場合

- (7) れれモンの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) れれモンのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) れれモンの著しい変形その他れれモンの使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他テレビ新広島が別に定める要件に該当しない場合

(使用料)

第6条 れれモンの使用料については、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用目的のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (4) れれモンを用いた商品等の利用に際して、許諾番号（「©れれモン●●」）を、その商品、放送、広告等に必ず明記すること。

(許諾内容の変更等)

第8条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第2号）をテレビ新広島に提出し、許諾を受けなければならない。

- 2 テレビ新広島は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ認めるときは、これを許諾し、変更許諾通知書（別記様式第4号）を交付する。

(許諾の取消し等)

第9条 テレビ新広島は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取消、使用者に対し使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規定に違反した場合
 - (2) 使用者が第4条第1項の使用承認に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他れれモンの使用継続が不適當であると認められた場合
- 2 テレビ新広島は、前項の規定による使用許諾の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 3 テレビ新広島は、使用者にれれモン等の使用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 この規定による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してれれモンを使用する権利を付与するものではなく、テレビ新広島が、複数の同種のものに対してれれモンの使用許諾を出すことについて、使用者は異議を申し立てない。
かつ、商品、使用者等についてテレビ新広島が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 テレビ新広島は、この規定による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実地に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 テレビ新広島は、れれモンの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、れれモンを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。
- 3 使用者は、れれモンの使用に際して故意又は過失によりテレビ新広島に損害を与えた場合は、これによって生じた損害をテレビ新広島に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 テレビ新広島は、れれモンの使用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規定に関する事務は、株式会社テレビ新広島 れれモン担当事務局が行う。

(その他)

第15条 この規定に定めるもののほか、れれモンの利用に関し必要な事項は、テレビ新広島が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から適用する。